

平成22年
6 月 宮崎県定例県議会会議録

平成22年 6 月 7 日開会

平成22年 6 月 18日閉会

平成22年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月7日（月曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議員の辞職許可	4
1. 議案第1号から第12号まで並びに報告第1号から第4号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自6月8日（火曜日）

至6月9日（水曜日） 休 会

6月10日（木曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議案第13号及び第14号追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 日程の変更	12

6月11日（金曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 議案第13号採決	16
1. 議案第1号から第12号まで及び第14号並びに報告第1号から第4号まで 及び請願委員会付託	16

自6月12日（土曜日）

至6月13日（日曜日） 休 会

自6月14日（月曜日）

至6月15日（火曜日） 常任委員会

6月16日（水曜日） 特別委員会

6月17日（木曜日） 休 会

6月18日（金曜日）

1. 出席議員	19
---------	----

1. 地方自治法第121条による出席者	19
1. 常任委員長審査結果報告	20
押川総務政策常任委員長	20
中野廣明厚生常任委員長	21
水間商工建設常任委員長	22
十屋環境農林水産常任委員長	24
満行文教警察企業常任委員長	25
1. 討 論	26
前屋敷議員（請願第9号の継続審査に反対）	27
1. 議案第1号から第12号まで及び第14号並びに報告第1号から第4号まで 採決	27
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	28
1. 議員発議案送付の通知	28
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程、採決	29
1. 知事発言	29
1. 閉 会	29
<hr/>	
1. 資 料	31
平成22年6月定例県議会日	33
平成22年6月定例県議会日程（変更後）	34
議案送付文書	35
議案・請願委員会審査結果表	37
閉会中の継続審査・調査申出一覧	39
1. 議案議決件名一覧表	41
1. 意見書、その他	45
子宮頸がんの予防対策の充実を求める意見書	47
遅れている社会資本整備の推進を求める意見書	48
第7回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	49
森林・林業・木材産業の活性化に向けた施策を求める意見書	50
1. 請願一覧表	51
1. 議事経過	57

6 月 7 日 (月)

平成 22 年 6 月 7 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 野 辺 修 光 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|---|
| 知 事
副 知 事
県 民 政 策 部 長
総 務 部 長
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 次 長
(農 政 担 当)
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
公 安 委 員 長
警 察 本 部 長
人 事 委 員 長
代 表 監 査 委 員 | 東 国 原 英 夫
河 野 俊 嗣
山 下 健 次
稲 用 博 美
高 橋 博 明
吉 瀬 和 一
渡 邊 亮 一
押 川 延 夫
児 玉 宏 紀
加 藤 裕 彦
濱 砂 公 一
甲 斐 景 早 文
日 隈 俊 郎
近 藤 好 子
渡 辺 義 人
野 中 玄 雄
鶴 見 雅 男
黒 木 奉 武
城 倉 恒 雄 |
|--|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘
岡 崎 吉 博
渡 邊 靖 之
武 田 宗 仁
日 高 正 憲
中 原 光 晴
日 高 賢 治
関 谷 幸 二
前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、外山三博議員、鳥飼謙二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る5月31日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計16件であります。その内訳は、補正予算案1件、条例7件、予算・条例以外4件、報告・承認4件であります。このほか7件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提出される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期につきましては、本日から6月18日までの12日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月10日から2日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計14名以内とし、質問順序は、8日の通告締め切り後に行

う抽せんにより決定いたします。質問時間は、1人当たり20分または30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。6月14日、15日の2日間で各常任委員会を開催していただき、6月18日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月18日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議員の辞職許可

○中村幸一議長 次に、議員より辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

照]

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成22年6月7日

宮崎県議会議員 野辺 修光

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました野辺修光議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、野辺修光議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席をお願いいたします。

[野辺議員退席]

○中村幸一議長 お諮りいたします。

野辺修光議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議ありませんので、野辺修光議員の辞職は許可されました。

○中村幸一議長 暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時8分開議

◎ 議案第1号から第12号まで並びに

報告第1号から第4号まで上程

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第12号まで、並びに報告第1号から第4号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕平成22年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、口蹄疫に関する対応について御報告をさせていただきます。

まず、口蹄疫の防疫対策につきましては、前例のない極めて深刻な状況の中で、畜産農家の皆様はもとより、国を初め、関係都道府県、各市町村、関係機関・団体、そして、広く県民の皆様にも多大なる御支援と御協力をいただいておりますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

先般、5月臨時県議会における御報告後の経緯といたしまして、まず、口蹄疫対策特別措置法が5月28日に成立したところであります。県といたしましては、かねてより、国の責任による防疫対策や畜産農家に対する損失補償などを強く要望していたところでありますが、特別措置法には、こうした要望がおおむね盛り込まれ、現場の思いを真摯に受けとめていただいたものと評価しており、心から感謝申し上げたいと思います。

5月30日には、赤松農林水産大臣が再び来県され、中村県議会議長並びに羽田JA宮崎中央会会長とともに、口蹄疫の早期終息に向けた防疫対策の進め方や、畜産農家に対する損失補償などの具体的な対応について意見交換を行いました。大臣には、国の新たな防疫対策が、特別措置法に基づき国家的家畜防疫の観点から行われるものであることを踏まえ、その実施に伴う

費用については、国において全額を負担していただくよう強く要望したところであり、大臣からは、「全額国費で措置し、地方に迷惑はかけない」との心強いお言葉をいただいたところでもあります。

さらに、6月1日には、政府の口蹄疫対策本部長として鳩山総理大臣が来県され、ワクチン接種に係る損失補償等に要する経費について全額国費で措置されるよう重ねて要望するとともに、畜産農家の生活再建や地域の再生に向け、継続的かつきめ細かな支援をしていただくよう、中村県会議長、羽田JA宮崎中央会会長とともに、強くお願いいたしました。

総理には、発生農家の切実な声に真摯に耳を傾けていただき、「政府として、最善を尽くすことをお約束する」との力強いお言葉をいただいたところでもあります。

なお、えびの市におきましては、清浄性確認検査を実施してまいりました結果、すべての対象農家の清浄性が確認されたことから、6月4日に移動制限及び搬出制限を解除したところでもあります。昼夜を分かたず防疫対策に御尽力を賜りました関係各位に、敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

また、5月31日になりますが、県家畜改良事業団の種雄牛49頭を家畜伝染病予防法に基づき殺処分するに至り、本県のみならず、日本の畜産界の財産を失う結果となりました。何としても守ってほしいという御要望が、県内はもとより全国から多数寄せられていたところであり、私といたしましても、まことに無念であります。

一方、西都市に避難させております種雄牛5頭につきましては、6月4日の検査後、5頭すべてについて感染していないということが確認

されたところでありますが、引き続き、県家畜改良事業団と連携し、万全の措置を講じていくこととしております。

県といたしましては、引き続き、防疫対策に万全を期すとともに、畜産農家を初め、県民の皆様にも一刻も早く安心していただけるよう、全庁を挙げて全力を尽くしてまいりますので、県議会を初め、県民の皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

ただいま御報告いたしました口蹄疫に関する対策につきましては、4月28日に、防疫対策や融資枠245億円に対する利子補給など、約33億円の第1次緊急対策予算を、また、5月12日には、畜産農家の当面の生活資金に係る融資枠57億円の無利子融資制度の新設や家畜の出荷遅延対策など、約2億円の第2次緊急対策予算を、県議会の御理解を賜り、専決により措置したところでもあります。

また、5月28日の臨時県議会におきましては、さらなる防疫対策のための追加措置や発生農家の経営再建への支援対策など、約81億円の第3次緊急対策予算を措置したところでもあります。

さらに、今回は、第4次緊急対策予算といたしまして、我が国で初めてとなるワクチンの接種など、国の新たな防疫対策の実施に伴い必要となる経費を初め、本県畜産の再生に向けた取り組みを強化する経費を措置することといたしました。補正額は、一般会計426億2,153万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,314億9,769万1,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

ます。

まず、畜産農家に対しまして、ワクチン接種後に殺処分する家畜の評価額相当分について、その全額を補償するための経費などに353億円余を措置することといたしました。また、搬出制限区域において実施する家畜の早期出荷に伴う枝肉価格の低減分を助成するための経費などに、66億円余を措置することといたしました。さらに、家畜の埋却用地の円滑な確保を図るための経費のほか、口蹄疫の終息後を見据えて、本県畜産物の信頼回復や産地の再生に向けた販売・PR対策を強化するための経費について措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金422億3,264万円、繰入金3億8,889万円であります。なお、一連の口蹄疫対策に関する予算といたしましては、今回の補正予算を含め、総額542億3,169万1,000円となります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、県立高等学校及び中等教育学校の授業料を不徴収とするための条例の改正であります。

議案第9号は、一般国道327号地域連携推進事業(岩屋戸工区)野地トンネル工事の工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第10号は、宮崎フリーウェイ工業団地用地の取得について、財産に関する条例の規定に

基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」外7件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、地方譲与税及び地方交付税の確定並びに地域活性化・公共投資臨時交付金の追加配分等に伴う、平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)の専決報告であります。補正額は35億9,814万1,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額4億1,248万円余、地域活性化・公共投資臨時基金等への積立金42億1,062万円余であります。この結果、平成21年度一般会計歳入歳出予算の規模は6,327億3,655万7,000円となります。

報告第2号及び第3号は、口蹄疫に関する第1次及び第2次緊急対策予算であります。平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)及び(第2号)の専決報告であります。

報告第4号は、地方税法等の一部改正により、新築家屋の不動産取得税について特例措置が延長されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これらの専決については、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から9日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

平成22年 6 月 7 日(月)

午前10時19分散会

6月10日（木）

平成 22 年 6 月 10 日 (木曜日)

午前 10 時 49 分開議

53 番 福田 作 弥 (自由民主党)

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|---------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 山下 健 次 | 山 下 健 次 |
| 県 民 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 高 橋 博 明 | 山 下 健 次 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 山 下 健 次 |
| 環 境 森 林 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 山 下 健 次 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 押 川 延 夫 | 山 下 健 次 |
| 農 政 水 産 部 次 長 | | 山 下 健 次 |
| (農 政 担 当) | | 山 下 健 次 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 山 下 健 次 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 | 山 下 健 次 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 山 下 健 次 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 山 下 健 次 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 山 下 健 次 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 山 下 健 次 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 山 下 健 次 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 山 下 健 次 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 山 下 健 次 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 | 山 下 健 次 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 日 高 勝 弘 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | 日 高 勝 弘 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 日 高 勝 弘 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 日 高 勝 弘 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 日 高 勝 弘 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 日 高 勝 弘 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 日 高 勝 弘 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 日 高 勝 弘 |

◎ 議案第13号及び第14号追加上程

○中村幸一議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事より議案第13号及び第14号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第13号は、公安委員会委員大浦克博氏が、平成22年7月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山崎殖章氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第14号は、宮崎県議会申間市選出議員補欠選挙の実施に伴う補正予算案であります。

補正額は、一般会計2,923万5,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,315億2,692万6,000円となります。これに要します一般会計の歳入財源は、繰入金2,923万5,000円であります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午後3時29分開議

◎ 日程の変更

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は一般質問でありましたが、この際、日程の変更を行いたいと思います。

お諮りいたします。

日程については、お手元に配付の日程表のとおり変更することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

あすの本会議は、午前10時開会、人事案件の採決等であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時29分散会

6月11日（金）

平成 22 年 6 月 11 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

欠 席 議 員 (1 名)

27 番 河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)

出 席 議 員 (40 名)

- 5 番 西 村 賢 (新 み や ざ き)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛 み や ざ き)
- 8 番 河 野 安 幸 (自 由 民 主 党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新 み や ざ き)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自 由 民 主 党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
- 28 番 太 田 清 海 (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新 み や ざ き)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自 由 民 主 党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新 み や ざ き)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自 由 民 主 党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地 方 自 治 法 第 121 条 に よ る 出 席 者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 |
| 副 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 農 政 水 産 部 次 長 | 押 川 延 夫 |
| (農 政 担 当) | |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 |

事 務 局 職 員 出 席 者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 憲 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 光 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第13号採決

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、人事案件の採決等でありません。

まず、さきに提案のありました公安委員会委員の任命の同意についての議案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第13号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第12号まで及び第14号

並びに報告第1号から第4号まで

及び請願委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第12号まで及び第14号、並びに報告第1号から第4号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす12日から17日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、6月18日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時1分散会

6月18日（金）

平成 22 年 6 月 18 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 山 下 健 次 | 山 下 健 次 |
| 県 民 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 | 高 橋 博 美 |
| 総 務 部 長 | 高 橋 博 美 | 高 橋 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 吉 瀬 和 明 |
| 環 境 森 林 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 渡 邊 亮 一 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 押 川 延 夫 | 押 川 延 夫 |
| 農 政 水 産 部 次 長 | (農 政 担 当) | (農 政 担 当) |
| (農 政 担 当) | 児 玉 宏 紀 | 児 玉 宏 紀 |
| 県 土 整 備 部 長 | 加 藤 裕 彦 | 加 藤 裕 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 濱 砂 公 一 | 濱 砂 公 一 |
| 企 業 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 甲 斐 景 早 文 |
| 病 院 局 長 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 財 政 課 長 | 近 藤 好 子 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 委 員 長 | 渡 辺 義 人 | 渡 辺 義 人 |
| 教 育 長 | 大 浦 克 博 | 大 浦 克 博 |
| 公 安 委 員 | 鶴 見 雅 男 | 鶴 見 雅 男 |
| 警 察 本 部 長 | 黒 木 奉 武 | 黒 木 奉 武 |
| 人 事 委 員 長 | 城 倉 恒 雄 | 城 倉 恒 雄 |
| 代 表 監 査 委 員 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 仁 | 渡 邊 靖 之 仁 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 前 田 陽 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第12号まで及び第14号、並びに報告第1号から第4号までの各号議案、並びに請願第38号及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第14号の平成22年度一般会計補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫に関する緊急対策及び県議会串間市選出議員補欠選挙に伴う経費により、426億5,000万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は6,315億2,600万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、国庫支出金422億3,200万円余、繰入金4億1,800万円余となっております。

このことについて、委員より、「国庫支出金についての歳入の見込み及びこれまでの口蹄疫

対策で措置した県の一般財源支出に見合う国からの特別交付税の見込みはどうか」との質疑があり、当局より、「農林水産大臣等の全額国庫で負担するとの発言もあり、422億円余計上しているが、口蹄疫対策特別措置法では国は「全部又は一部を負担」という文言があり、現在、関係政令について省庁間で協議されている。また、口蹄疫に対する第1次から第4次までの対策で県費として約87億円措置しているが、全額を特別交付税で措置していただくよう要望している。仮に全額国庫負担ではなく、家畜伝染病予防法の取り扱いと同様の県負担となった場合、総額200億円近くの県負担となるが、過去の甚大な地震災害等に見舞われた他県の特別交付税の配分状況を見ても、全額特別交付税の配分は厳しいのではと危惧している」との答弁がありました。

次に、口蹄疫に関する寄附についてであります。

口蹄疫に関する寄附については、宮崎県共同募金会が主体となる被害農家を支援するための口蹄疫被害義援金、県への企業からの寄附金及び「ふるさと納税」の3つの種類があります。

このうち、企業からの寄附については49件の約1億2,800万円、ふるさと納税については約4,400件の申し込みがあり、入金済みであるものが約2,300件で約7,200万円となったとのことあります。

これらの寄附金の用途について複数の委員より、「せっかくの善意の集まりなので、被災した農家へきちんと分配されていることについての透明性を確保してほしい」との要望や、「県の施策に対する寄附については、被災農家はもとより、いろいろな産業を救済するような施策に使ってほしい」との要望がありました。

次に、県立芸術劇場の指定管理者制度の第2期指定についてであります。

このことについて、当局より、平成23年度からの5年間で予定している第2期の指定管理者の募集方針について報告がありました。

このことについて、委員より、「現在の指定管理団体である財団法人宮崎県立芸術劇場には現職の県職員が派遣され、また財団の基金は全額県から出資されているなど、他の民間団体と競争する上で公平性に問題がある。将来はどういう方向で検討しているのか」との質疑があり、当局より、「県職員の派遣については、将来、極力なくす方向で検討したい。基金の使途、あり方についても見直しをしていきたい」との答弁がありました。

また、他の委員より、「文化・芸術を県民がひとしく享受できるための施設としての役割を十分果たしていただきたい。これまでの指定期間の5年間の総括について、さらに深く検証してほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫終息後の復興に向けた対策についてであります。

現在、県においては、口蹄疫の防疫措置に全力を注いでいる状況であり、まずは早期に終息されることを願っているところでありますが、終息に向かいましたら、畜産農家はもちろんのこと、多大な影響を受けている商工業など、さまざまな分野での速やかな復興が必要であります。

口蹄疫対策特別措置法の中にも、「地域再生のための支援」として、「口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これからの措

置に必要な経費に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずる」とあります。

当委員会といたしましては、口蹄疫発生に伴う影響を受けている方々の声を吸い上げ、復興対策を強力に進めることができる県の体制を整えていただくことを要望いたします。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第8号及び報告第1号の2件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、宮崎県口蹄疫被害義援金についてであります。

このことについて当局より、「6月11日現在で約11億2,200万円の義援金が寄せられたところであり、市町村を經由し、6月中旬には、口蹄疫発生農家及びワクチン接種を受けた農家1,239戸に、1戸当たり20万円、総額2億4,780万円の1次配分を行う。2次配分以降については、今後の義援金の状況等を踏まえて、配分基準額等を決定する」との説明がありました。

これに対して委員より、「義援金については、県だけではなく、市町村なども募集を行っ

ている。口蹄疫で被害を受けられた方々に、幅広く、不平等感なく配分ができるよう、関係市町村等とも協議を行っていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「配分された義援金については、非課税扱いとなるよう、関係機関と協議していただきたい」との要望がありました。

次に、口蹄疫の発生に伴う^{からだ}こころと身体^{からだ}のケアについてであります。

このことについて当局より、「6月7日に保健師等で構成する「こころと身体^{からだ}の健康支援チーム」を設置し、口蹄疫発生農家及びワクチン接種を受けた農家に対して、電話による聞き取り調査を実施し、そのうち28件について、医療機関への受診を勧めるなどの対応を行った」との説明がありました。

このことについて、委員より、「支援チームは、医療機関への受診を勧めた農家に対して、どのようなフォローを行っていくのか」との質疑があり、当局より、「県と関係市・町の保健師が戸別訪問し、健康相談等を実施してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県・市町村の役割分担を整理し、支援が必要な方々に、適宜・適切な対応を行うことができるよう努めていただきたい」との要望がありました。

次に、児童虐待等死亡事例検証報告書の概要についてであります。

このことについて当局より、「平成21年度に2件の乳児死亡事件が発生した。宮崎県社会福祉審議会の中に児童福祉専門分科会措置・検証部会を設置し、問題点の抽出や発生要因の分析等を行い、再発防止策に取り組んでいる」との説明がありました。

これに対して、委員より、地域における再発防止策についての質疑があり、当局より、「近隣住民による通告等の情報が市町村や専門機関に速やかにつながる仕組みを形成し、地域に浸透させることが重要である」との答弁がありました。

次に、県立病院における新中期経営計画の策定等についてであります。

これは、平成18年8月に策定した「宮崎県病院事業中期経営計画」の対象期間が平成22年度までとなっていることから、今後の病院事業の目標と、目標を達成するための具体的な取り組みを盛り込んだ新たな中期経営計画を策定するものであります。

このことについて委員より、「宮崎大学医学部附属病院と県立病院の役割や連携のあり方、また、宮崎県全体の医療のあり方を踏まえて、福祉保健部、宮崎大学とも協議しながら、計画の策定を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第9号外3件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいた

しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、口蹄疫の影響を受けた商工業への支援についてであります。

このことについて、当局より、「今回の口蹄疫は、商工業のさまざまな分野に影響があり、その実態を見きわめながら、国の新たな対策等も踏まえ、支援策の検討を行いたい」との説明があり、委員より、「宮崎県全体の経済が機能しなくなるのではないかと危惧しており、畜産農家を初め生活衛生関係業者も死活問題である。終息宣言後には、中止、延期になったイベント等へ、県として最大限の支援をお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、商工業において、売り上げが減少するなど経営に大きな影響を受けていることから、終息後に被害状況が一度に出てくるものと思われるので、今後、県の経済全体にどのような影響を与えているかなどの影響実態調査を実施するとともに、支援策が速やかに図られるような取り組みを行うよう要望いたします。

次に、口蹄疫防疫に係る円滑な人員の確保についてであります。

このことについて、委員より、「口蹄疫の拡大による影響で県議会の日程が縮小されるなど異常事態である中、埋却処分等の防疫措置に従事する人員の確保が喫緊の課題である。基金を活用した作業員などの雇用は図れないのか」との質疑があり、当局より、「復興という観点等から口蹄疫の対策に活用可能な基金もある。基金の活用について、国及び関係部局と協議しながら、迅速に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫の早期終息に向けて、緊急雇用創出基金全体を活用した人員確保並びに公的雇用の推進に向けての早急な対策の取り組みを行うよう要望いたします。

次に、口蹄疫の影響を受けている建設業界への支援等についてであります。

このことについて、委員より、「地域の建設業者は口蹄疫の影響を受けているのではないか。経営回復への刺激策として公共工事が効果的だと思われるが、前倒し発注はできないのか」との質疑があり、当局より、「今年度の公共事業等の施行方針では、上半期の割合のめどは設定せず、速やかな執行を図るものとし、中小建設業者に対して広く受注の確保に努めることとしている。県土整備部としては、各部局と連携し、できる限りの配慮をしていきたい」との答弁がありました。

なお、別の委員より、「建設業界においては、大変厳しい状況が続いている中、口蹄疫の防疫作業に多大な協力をしていただいております。大変感謝している。建設業界が防疫作業の一翼を担っていることを、さまざまな機会を通じて外部に発信していただきたい」との要望がありました。

さらに、口蹄疫に関する県土整備部の取り組みについて委員より、「畜産業から波及する影響は、建設業を含め全産業に及んでいる。宮崎県の経済を疲弊させないために、県土整備部においても、今後の復興支援に積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長におい

てその取り扱いをよろしく願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、口蹄疫防疫対策に係る環境森林部の主な取り組みについてであります。

このことについて当局より、「日向、児湯地区の一部の製材工場等では、おが粉の保管が困難となり、製材品やおが粉の生産調整を余儀なくされているところであるが、おが粉には悪臭の原因となる埋却された家畜の体液を吸着する効果が認められており、埋却作業におけるおが粉の利用や供給体制の整備について、関係機関と連携して必要な対策を推進しているところである」との報告がありました。

このことについて委員より、「埋却地の悪臭対策は、今後重要となってくることが予想される。おが粉だけでなく、竹炭、木炭等、効果が期待されるものについては、積極的な活用を図ってほしい」との要望がありました。

次に、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の一般会計の補正は、農政水産部所管で426億2,100万円余の増額であり、その主な内容は、畜産農家に対しまして、ワクチン接種後に殺処分する家畜の評価相当分についてその全

額を補償する経費など、口蹄疫に関する諸対策に要する経費であります。これにより、補正後の一般会計予算額は887億8,500万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は892億2,100万円余となります。

このうち、口蹄疫埋却地確保緊急対策事業についてであります。

この事業は、口蹄疫発生に伴う埋却地の確保を緊急に行うため、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づき殺処分した家畜の埋却地について、県農業振興公社が行う農地保有合理化事業を活用して確保することにより、早急な埋却作業の推進と感染拡大の防止を図るものであります。

このことについて、委員より、埋却地の確保の状況並びに今後の作業の見込みについて質疑があり、当局より、「関係市町において、共同埋却地の確保など、本制度を積極的に活用した埋却地の確保が計画的に進められているところであり、天候不良による作業のおくれが懸念されるころではあるが、疑似患畜分については6月20日を目標に、また、ワクチン接種分については6月30日を目標に処分を進めている」との答弁がありました。

次に、早期出荷促進対策事業についてであります。

この事業は、口蹄疫対策特別措置法に基づき、搬出制限区域で実施する家畜の早期出荷に伴う価値の低減分を助成し、蔓延防止の観点から緩衝帯の形成を促進するものであります。

このことについて、委員より、「国の早期出荷策については、現場は混乱しており、柔軟な対応が必要となっている。搬出制限区域には優良な雌牛群があるので、種牛だけではなく、繁

殖の母体となる優良雌牛とその子牛についても残すべきだという明確な方針が必要ではないか」との意見があり、当局より、「肥育牛、肥育豚をまず先に出荷し、優良雌牛とその子牛については、優良な資源として残すことも含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

今回の口蹄疫の発生に際しては、畜産農家を初め、国、県、市町村、農業団体等の関係機関が一丸となって防疫対策等に全力で取り組んでいるところではありますが、口蹄疫を一日も早く終息させるためには、これまでの取り組みを再点検するとともに、より一層の対策に取り組むことが必要となっております。

当委員会といたしましては、消毒の徹底、消毒体制の強化など、蔓延防止のためとり得る措置を強力に推し進めていただくとともに、種雄牛や優良雌牛の防疫管理体制の強化、畜産農家や関連事業者の生活支援、経営再建支援等に万全を期していただくことを強く要望するものであります。

また、口蹄疫対策に要する費用の財源については、その全額が国費で措置されるべきものでありますが、当局においては、引き続き、国に対し要望を行っていただくとともに、畜産農家を初め県民に安心感を与えるためにも、口蹄疫対策に係る予算の速やかな執行について強く要望するものであります。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員

会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第4号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が4月1日から施行されたことに伴い、県立高等学校及び中等教育学校の授業料を不徴収とするため、「教育関係使用料及び手数料徴収条例」の一部を改正するものであります。

このことについて当局から、「本県としては、学ぶ意思を持つすべての生徒が自立し活躍できるように支援するため、国が交付金の対象外とした留年生や既卒者であっても授業料を徴収しないこととするが、今後、高齢化に伴って、生涯学習的な目的で再入学する者がふえた場合など、予想外の事態が生じた場合には、授業料を徴収することが可能となるように、ただし書きを設けた」との説明がありました。

このことについて複数の委員より、「ただし書きの運用については、十分検討し、適応の範囲を詳細に定めるなど、適切かつ慎重な運用が図られるべき」との意見がありました。

次に、口蹄疫発生に伴う各部局の対応についてであります。

まず、警察における対応についてであります。まず、警察における対応についてであります。まず、警察における対応についてであります。まず、警察における対応についてであります。まず、警察における対応についてであります。

警察及び警察庁等との一層の連携強化を図りながら、発生場所周辺の通行制限や消毒ポイントにおける交通規制など、24時間体制で取り組んでおり、また、畜産関係者を初め地域住民の安全・安心の確保、不安感の除去等のため、各種の相談、問い合わせ等に対しても積極的に対応している」との説明がありました。

このことについて委員より、「消毒ポイントにおける交通規制については、警察官がいるだけで通行車両の協力の度合いが違うので、できるだけ警察官を配置するようお願いしたい」との要望がありました。

また、他の委員より、「生活安全面については、口蹄疫問題に便乗した犯罪や流言、誹謗などにより、県民が不安にならないように対処してもらいたい」との要望がありました。

次に、教育委員会における対応についてであります。まず当局から、口蹄疫が発生した高鍋農業高等学校の状況等について報告があり、「今後は畜産実習等の工夫及び生徒や職員の心のケアに特に努めてまいりたい」との説明がありました。

このことについて、多くの委員より、畜産実習の再開について質疑があり、当局より、「他校との連携を図るなど、年度内の実習再開に向けて、都城農業高校や高原高校で飼育している実習用家畜の共有化などを検討している」との答弁がありました。

また、委員より、「口蹄疫の発生により影響が出ている畜産農家や商工業者等に対して、学費の免除など教育における支援はできないのか」との質疑があり、当局より、「口蹄疫の発生により被害をこうむり、緊急に奨学金の借入れの必要が生じた場合は、宮崎県育英資金緊急採用制度を活用しやすいように、弾力的な運

用を図ることにした」との答弁がありました。

これに対し、複数の委員より、「高等学校だけではなく、大学や幼稚園、保育所においても学費の免除等ができないか検討すべきではないか」「口蹄疫により家計が苦しくなったからの理由で子供たちに影響が出ないようにしてほしい」など、多くの質疑や意見があり、当局より、「大学等における学費の免除や猶予については、早急に関係部局と協議を行い、大学等に要請していきたい。また、子供たち一人一人の置かれている実態に応じた相談支援に努めていきたい」との答弁があったところであります。

当委員会といたしましては、口蹄疫発生に伴い影響を受けている家庭において、子供たちの教育に影響が出ないように、修学支援等に万全を期していただくとともに、学校においては、生徒たちの心のケアに努め、風評等によるいじめなどが起こらないよう、指導の徹底を強く要望するものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内いたします。

討論の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。請願についての討論を行います。

ただいま商工建設常任委員長より、審査の結果、継続審査との報告がありました請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願について、採択を求め討論いたします。

まず最初に、当請願は、2008年（平成20年）6月定例県議会に提出されたものです。既に丸2年が経過いたしました。請願は、広く県民が直接行政にかかわれる唯一の手段とも言えるものであり、県民の急を要する切実な思いそのものです。こうした県民の要求を酌み取り、審議を尽くし行政に生かす、こうしたことが県民から負託を受けた議員や議会の責任ある務めではないでしょうか。

そうした点から見て、請願継続にしてきたこの2年間で、担当する常任委員会の委員長は3代にわたり交代いたしました。今回も継続審査で、結論はまたもや先送りにされました。こうしたやり方で県民に責任を負えるのでしょうか。改めて問われることだと思います。県議会が県民の思いを真摯に受けとめる、その基本的な立場に立って、いま一度、本請願をしっかりと審議していただきたいと思えます。

本県の経済は、県内企業の9割を超す中小企業・商工業によって支えられていると言っても過言ではありません。しかし、中小企業・商工業・自営業者は、長引く景気低迷の中、需要の冷え込みによって、大企業による単価の切り下げ、大型店の身勝手な出店や撤退、銀行の貸し渋り・貸しはがしなど、二重三重の苦しみを強いられています。こうした中で、懸命に頑張っ

ておられる県内中小商工業者をしっかり支えることは、県議会や県行政の役割でもあると思えます。

本請願が求める「中小企業振興条例」の制定は、既に全国の自治体で取り組まれており、お隣の熊本県は、2007年（平成19年）3月に制定されています。条例制定に取り組んだ自治体では、各事業所の実態調査などを行った結果、家族労働で支えられている中小零細企業で、「健康破壊や長時間労働への対策・支援が急務であることがわかった」など、商工サイドだけでなく、福祉や教育を含む横断的の事業として行政に位置づけられるようになったと報告されています。

このように、「中小企業振興条例」の役割は、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど、自治体の幅広い施策に反映させることができるものです。中小企業の経営の安定と活力が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、ひいては県民生活の向上に大きくつながるものです。

とりわけ今、本県は、口蹄疫による甚大な被害で、地域経済の根幹が脅かされようとしています。こうしたときだからこそ、今後大きく生きる同条例制定の意義と必要性が、より一層求められているのではないのでしょうか。請願者の意思を十分に尊重して、今議会での請願採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断をお願いいたしまして、討論といたします。

〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

**◎ 議案第1号から第12号まで及び第14号
並びに報告第1号から第4号まで採決**

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第12号まで及び第14号、並びに報告第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除

く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年6月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

子宮頸がんの予防対策の充実を求める意見書

議員発議案第2号

遅れている社会資本整備の推進を求める意見書

議員発議案第3号

第7回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成22年6月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 緒嶋 雅晃

星原 透

井上紀代子
水間 篤典
外山 衛
高橋 透
新見 昌安
押川修一郎
黒木 正一
松田 勝則

を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事発言

○中村幸一議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成22年6月定例県議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

県議会におかれましては、口蹄疫に関する多大なる御支援と御協力をいただいているところでありますが、今定例会におきましては、日程の変更等、執行部に対する格別の御配慮をいただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。

口蹄疫の防疫対策につきましては、国を初め関係都道府県、各市町村、関係機関・団体等と一丸となって取り組んでいるところでありますが、都城市、宮崎市、日向市、西都市及び国富町におきまして新たな感染が発生するなど、予断を許さない厳しい状況が続いております。県といたしましては、一刻も早い終息に向けて、引き続き全庁を挙げて全力を尽くしてまいりますので、県議会を初め県民の皆様の一層の御支援と御協力をお願いいたします。以上であります。〔降壇〕

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成22年6月定例県議会を閉会いたします。

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

森林・林業・木材産業の活性化に向けた施策を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案

平成22年 6 月 18 日 (金)

午前10時43分閉会

資

料

平成22年6月定例県議会日程

12日間

月日	曜	区分	議事	備考
6. 7	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
8	火	休会	(議案調査)	一般質問通告締切 12:00
9	水			請願締切 12:00
10	木	本会議	一般質問	議会運営委員会 9:30 議員発議案締切 17:00 (会派提出)
11	金		一般質問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
12	土		(閉庁日)	
13	日			
14	月	休会	常任委員会	
15	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
16	水			特別委員会 議会運営委員会
17	木			(議事整理)
18	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

平成22年6月定例県議会日程（変更後）

12日間

月日	曜	区分	議事	備考	
6. 7	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
8	火	休会	(議案調査)		
9	水				
10	木	本会議	日程の変更 議案追加上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
11	金		質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
12	土		(閉庁日)		
13	日				
14	月	休会	常任委員会		
15	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
16	水			特別委員会	議会運営委員会
17	木			(議事整理)	
18	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県議会議長 中 村 幸 一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例
- 議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例
- 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休
暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更について
- 議案第12号 宮崎県土地開発公社の解散について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1108
平成22年6月10日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英夫



議案の送付について

平成22年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第13号 公安委員会委員の任命の同意について

議案第14号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

（文書取扱 財政課）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)				可決	
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第5号	宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例				可決	
第6号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第7号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	工事請負契約の変更について			可決		
第10号	財産の取得について			可決		
第11号	小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更について	可決				
第12号	宮崎県土地開発公社の解散について			可決		
第14号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決				
報告第1号	専決処分承認を求めることについて *平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	承認	承認		承認	承認
報告第2号	専決処分承認を求めることについて *平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	承認		承認	承認	
報告第3号	専決処分承認を求めることについて *平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)				承認	
報告第4号	専決処分承認を求めることについて *宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第 3 8 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成22年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願 請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	6月18日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例	〃
〃 第6号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び暇に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	財産の取得について	〃
〃 第11号	小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更について	〃
〃 第12号	宮崎県土地開発公社の解散について	〃
〃 第13号	公安委員会委員の任命の同意について	6月11日・同 意
〃 第14号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	6月18日・可 決
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月18日・承 認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
〃 第3号	専決処分の承認を求めることについて	〃
〃 第4号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	子宮頸がんの予防対策の充実を求める意見書	6月18日・可 決
〃 第2号	遅れている社会資本整備の推進を求める意見書	〃
〃 第3号	第7回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第4号	森林・林業・木材産業の活性化に向けた施策を求める意見書	〃

意見書、その他

子宮頸がんの予防対策の充実を求める意見書

子宮頸がんは、近年、20代、30代の若年世代において増加傾向にあり、国内では、年間10,000人以上が発症していると言われ、約2,500人が亡くなっている。発症の原因のほとんどは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によることが明らかになっているが、「予防できる唯一のがん」と言われ、10代前半の女性に対し広範にワクチン接種を行うことにより、子宮頸がんの発症を大幅に減少させることが期待できる。すでに諸外国では、10代前半の女性に対し、HPVワクチン接種を公費負担、あるいは公的補助により実施し、発症の抑制に大きな効果を挙げている。

しかしながら、我が国においては、平成21年10月に薬事法に基づく承認を受けたものの、HPVワクチンが任意接種であることから、合計3回の接種に必要な4～6万円の自己負担がワクチン接種普及の足かせとなっている。このような中、主に市町村において独自の助成制度を創設する動きも見られるが、子宮頸がんの予防対策に万全を期すためには、国による支援措置の拡充が不可欠である。

また、ワクチン接種の義務化を図るとともに、定期的に子宮がん検診を受けることにより、子宮頸がんの予防効果をさらに高めることが可能となるため、受診率向上に向けた国の一層の取組強化が必要である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 全国一律の制度として、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成制度を創設し、接種を義務化すること。
- 2 子宮頸がんに対する正しい知識の普及啓発、予防意識の醸成を図るなど、検診受診率の向上に向けた対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
厚生労働大臣	長妻	昭	様

遅れている社会資本整備の推進を求める意見書

本県の産業の活性化や暮らしの利便性向上、さらには九州全体の一体的な浮揚を図っていくためには、「東九州自動車道」や「九州横断自動車道」などの高規格幹線道路をはじめ、国県道や市町村道を含めた道路網の一体的なネットワークの早期整備、九州の扇の要に位置する細島港については、大型貨物船が着岸可能な水深13メートル規模の岸壁の早期整備が必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 高速道路の整備促進

(1) 東九州自動車道の整備促進を図ること。

①北郷～日南間（新直轄方式適用区間）の早期完成

②日南～志布志間の早期整備

(2) 九州横断自動車道延岡線の整備促進を図ること。

①山都～延岡間の早期整備

(3) 宮崎県内の高規格幹線道路網の早期構築を図ること。

（高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路の整備促進等）

①国道218号北方延岡道路及び国道218号高千穂日之影道路の事業促進

2 地方の道路の整備促進

(1) 国道220号の防災対策を早急に進めること。

(2) 地域高規格道路「都城志布志道路」の整備促進を図ること。

① 地域高規格道路都城志布志道路の全線の整備に必要な、十分な予算の確保、及び早期整備のための重点配分

② 地域高規格道路都城志布志道路「梅北IC～末吉IC間」について、早期の整備区間指定

3 細島港の整備促進

(1) 40港の重点港湾に選定すること。

(2) 大型岸壁（水深13m）整備に国の直轄事業で平成23年度新規着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

宮崎県議会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
国土交通大臣	前原	誠司	様

第7回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会機能の充実や活力に満ちた地域づくりなどについての意見交換
- 2 派遣場所 那覇市
- 3 期 間 平成22年8月19日（木）から
平成22年8月20日（金）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する12名以内

森林・林業・木材産業の活性化に向けた施策を求める意見書

近年、地球温暖化防止が世界的な課題となり、温室効果ガス削減に向けた国民の意識も大きく変革する中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材には、かつてない強い期待が寄せられている。

しかしながら、先般の世界的な経済危機は、我が国の経済に深刻な影響を与え、それに伴う木材需要の縮小と長引く価格の低迷は、とりわけ経営基盤の脆弱な林業・木材産業を危機的な状況に陥れている。特に本県は、全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられる立場にあり、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機に立たされている。

よって、国におかれては、外材に負けない強い林業・木材産業の構築に向けて「森林・林業再生プラン」に基づき、今後、森林整備を着実に推進し、国産材の利用推進などにより林業・木材産業を活性化するため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 木材自給率50%達成に向け、公共建築物等における国産材の利用を促進するとともに木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発及び木質バイオマスの利用・開発を推進すること。
- 2 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に木材の炭素固定機能に着目した税制上の措置（カーボンストック減税）を実施するなど国産材需要の拡大を図ること。
- 3 創設が検討されている地球温暖化対策税（環境税）については、森林吸収源対策を推進するための安定的財源とするとともに、森林整備や林業生産活動を効率的に推進するため路網の整備を推進すること。
- 4 木材価格の長引く低迷による厳しい状況を深刻に受け止め、森林整備に要する費用相当額交付による森林所有者の負担軽減措置を行うことにより森林経営意欲の向上を図ること。
- 5 水源林造成事業を含めた公益性の高い森林の整備を推進するための組織体制の確保を図るとともに、施業放棄林など民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

宮崎県議会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
農林水産大臣	山田	正彦	様
経済産業大臣	直嶋	正行	様
環境大臣	小沢	鋭仁	様

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	1	1	2	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	1	2	

新規請願

請願番号	請願第38号	受理年月日	平成22年5月31日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山節夫		
請願の件名	<p>宮崎地方最低賃金改正についての請願</p> <p>[要旨] 宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくよう請願いたします。</p> <p>[理由] 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に質するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。</p> <p>連合は、これらの目的および最低賃金法改正の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。</p> <p>日本経済はデフレ傾向が長期化し、社会的公正や安心・安全という社会の岩盤が揺らぎ、格差は拡大し貧困が増加しました。非正規労働者の比率は、雇用労働者の1/3を超えるまでに拡大しており、年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えるなど、低賃金労働者が増大しています。また親の年収差で大学進学に響くなどの調査も公表されており、安心して暮らせる、将来に希望の持てる社会の構築が急務となっています。</p> <p>ご承知の通り、宮崎県の平成21年度地域別最低賃金時間額は、629円であり、2年連続全国最下位グループに位置しています。</p> <p>地元宮崎で働く県民の意欲を高め、優秀な人材を確保していくためには、「生活できる最低賃金の確立」、「最低賃金の引き上げ」が大変重要な要素となります。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。</p> <p>2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し改正最低賃金法の周知・徹底を図ること。罰則規定の見直しや「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、行政指導を強めること。</p> <p>3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。</p>		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二		
摘要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
6月7日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（外山三博、鳥飼両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可（野辺議員） 議案第1号～第12号並びに報告第1号～第4号上程 知事提案理由説明	
6月8日	火	休 会	（議案調査）	
6月9日	水			
6月10日	木	本 会 議	議案第13号、14号追加上程 知事提案理由説明 日程の変更	
6月11日	金		議案第13号採決（同意） 議案・請願委員会付託	
6月12日	土			
6月13日	日			
6月14日	月	休 会	常任委員会	
6月15日	火			
6月16日	水			特別委員会
6月17日	木			（議事整理）
6月18日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（請願第9号の継続審査に反対）（前屋敷議員） 議案第1号～第12号、第14号並びに報告第1号～第4号採決 （可決または承認） 閉会中の継続審査・調査案件採決（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程、採決（可決） 知事発言 閉 会	

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 議 員 鳥 飼 謙 二